

## 中之条町道沿線危険支障木伐採補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町道沿線の民有地に定着する立木のうち、危険支障木を伐採しようとする者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、中之条町補助金等に関する規則（平成22年中之条町規則第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 危険支障木 町道（道路法第3条第4号に掲げる道路）の安全な通行に支障となる恐れがある枯死木及び枯損木並びに傾斜木をいう。

(2) 伐採 危険支障木の幹部を根本から切断することをいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 危険支障木が定着している土地の所有者又はその所有者から同意を得た者

(2) 町税等の滞納がないこと。

(3) この要綱に定めるもののほか、他の制度による補助金を受けていないこと。

(補助対象木)

第4条 補助対象となる危険支障木は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 個人が所有又は複数の個人で共有する土地に定着していること。

(2) 町道の通行に支障が生じる恐れがあること。

(3) 現況道路端よりおおむね10メートルの範囲内に定着していること。

(4) 胸高直径が20センチメートル以上かつ樹高がおおむね10メートル以上であること。

(5) 現況が山林とみなすことができる土地に存在していること。

(補助金額等)

第5条 危険支障木の伐採に係る補助金の額は、補助対象者が業者へ発注し又は自身で実施する場合に応じ、それぞれ次に掲げる額とする。

(1) 町内業者実施の場合 伐採に要した金額の2分の1以内に相当する金額（10万円を限度とし、千円未満の端数は切り捨てる。）

(2) 町外業者実施の場合 伐採に要した金額の4分の1以内に相当する金額（5万円を限度とし、千円未満の端数は切り捨てる。）

(3) 補助対象者実施の場合 伐採に要した消耗品等の金額の2分の1以内に相当する金額（2万円を限度とし、千円未満の端数は切り捨てる。）

2 危険支障木を売却処分する場合は、前項各号に掲げるそれぞれ伐採に要した金額（以下「補助対象経費」という。）からその売却した金額を差し引いた額とする。

3 搬出費及び処分費は、補助対象経費に含めないものとする。

(補助金申請)

第6条 補助金の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、危険支障木の伐採前に町道沿線危険支障木伐採補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施場所の位置図
- (2) 伐採前の現場状況を明らかにする写真
- (3) 補助事業に要する費用の内訳を示す見積書の写し
- (4) 所有者との維持管理契約書等の書類、または所有者であることを証する書類
- (5) 対象となる危険支障木が定着している土地の所有者の同意書の写し(本人の場合は不要)
- (6) 町税等の滞納がないことを証する書類(住民登録が町外の者)
- (7) その他町長が必要と認める書類

(補助金交付決定等)

第7条 町長は、前条に規定する補助金の申請があったときは、内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、町道沿線危険支障木伐採補助金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(変更承認申請)

第8条 申請者は、第6条の規定により補助金を申請した内容を変更し又は事業を中止し若しくは廃止しようとするときは、町道沿線危険支障木伐採補助金変更(中止・廃止)承認申請書(様式第3号)に、第6条各号に掲げる書類のうち変更に係る書類を添付して町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、変更承認の可否を決定し、町道沿線危険支障木伐採補助金変更(中止・廃止)承認通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求等)

第9条 申請者は、事業が完了した時は、速やかに町道沿線危険支障木伐採完了報告書兼補助金交付請求書(様式第5号)に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業に要した費用の内訳を示す請求書の写し
- (2) 補助事業に要した費用の支出を証する領収書等の写し
- (3) 事業実施場所の位置図
- (4) 作業前、作業中、作業後の現場状況を明らかにする写真
- (5) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項に規定する書類の提出があったときは、その内容を精査し、適当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

3 補助金の交付は、1所有者につき1年度内で1回限りとし、補助金の交付を受けた年度末から、2年を経過した後でなければ、新たに補助金の交付を受けることができないものとする。ただし、町長が認めた場合はこの限りでない。

(調査)

第10条 町長は、必要があると認めるときは、その実情を調査することができる。

(補助金の返還)

第11条 町長は、補助対象者が次のいずれかに該当すると認めるときは、交付した補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

- (1) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正行為により補助金の交付を受け又は受けようとしたとき。
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員）が経営に実質的に関与していると認められる者に伐採を依頼したとき。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。